

○ 日本公庫資金円滑化貸付事業について（平成 23 年 5 月 2 日 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>I 東日本大震災に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付金の使途</p> <p>本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、(2)、(4)及び(5)の資金においては、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）については、原則として本措置の対象外とするが、<u>福島県高付加価値産地展開支援事業実施要綱（令和3年6月30日付け3生産第709号農林水産事務次官依命通知）</u>に定める事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象にするものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>II 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>5 貸付対象期間</p> <p>本措置及び特例措置に係る<u>貸付対象期間</u>は、<u>令和2年2月1日から令和5年3月31日まで</u>とする。</p>	<p>I 東日本大震災に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付金の使途</p> <p>本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、(2)、(4)及び(5)の資金においては、国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金（以下「補助残融資資金」という。）については、原則として本措置の対象外とするが、<u>東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成23年5月2日付け23生産第720号農林水産事務次官依命通知）</u>に定める事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象にするものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>II 新型コロナウイルス感染症に係る貸付事業について</p> <p>第2 事業内容</p> <p>5 貸付対象期限</p> <p>本措置及び特例措置が適用される対象は、<u>令和4年9月30日までに貸付けの申込みを受けたもの</u>とする。</p>

附 則 （令和4年9月30日4経営第1603号）

この通知は、令和4年10月1日から施行する。